

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

井廿本

成形圖說

農事部十一



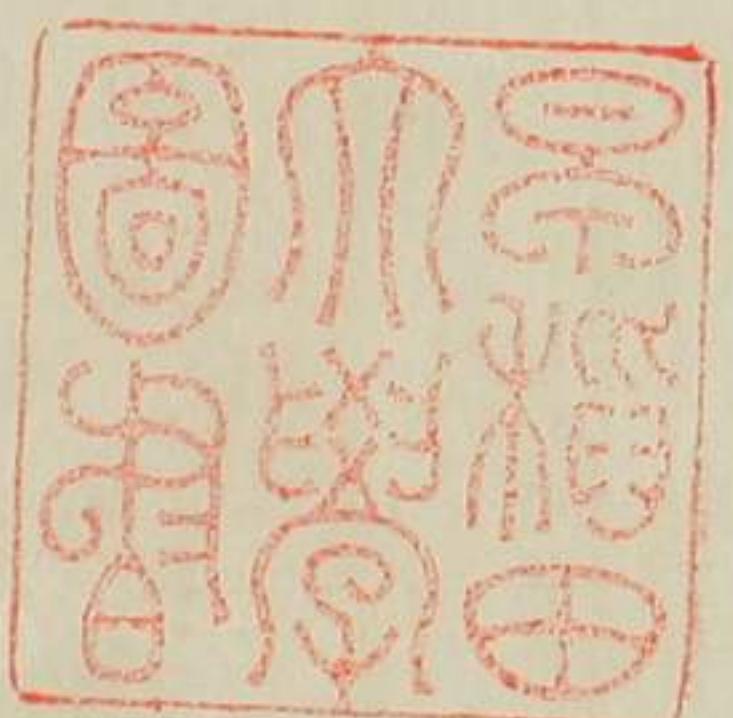
特 別
二一
144
11



成形圖說卷之十一

目錄

費
弊
酒
食
價
直



成形圖說卷之十一

農事部類

價直

阿多比

書紀○古言杼曰

當易あり天加の約多あり又値

通

アテ

アキ

<

平糴齊物，關市不

宇利與禰國史類聚

賣米

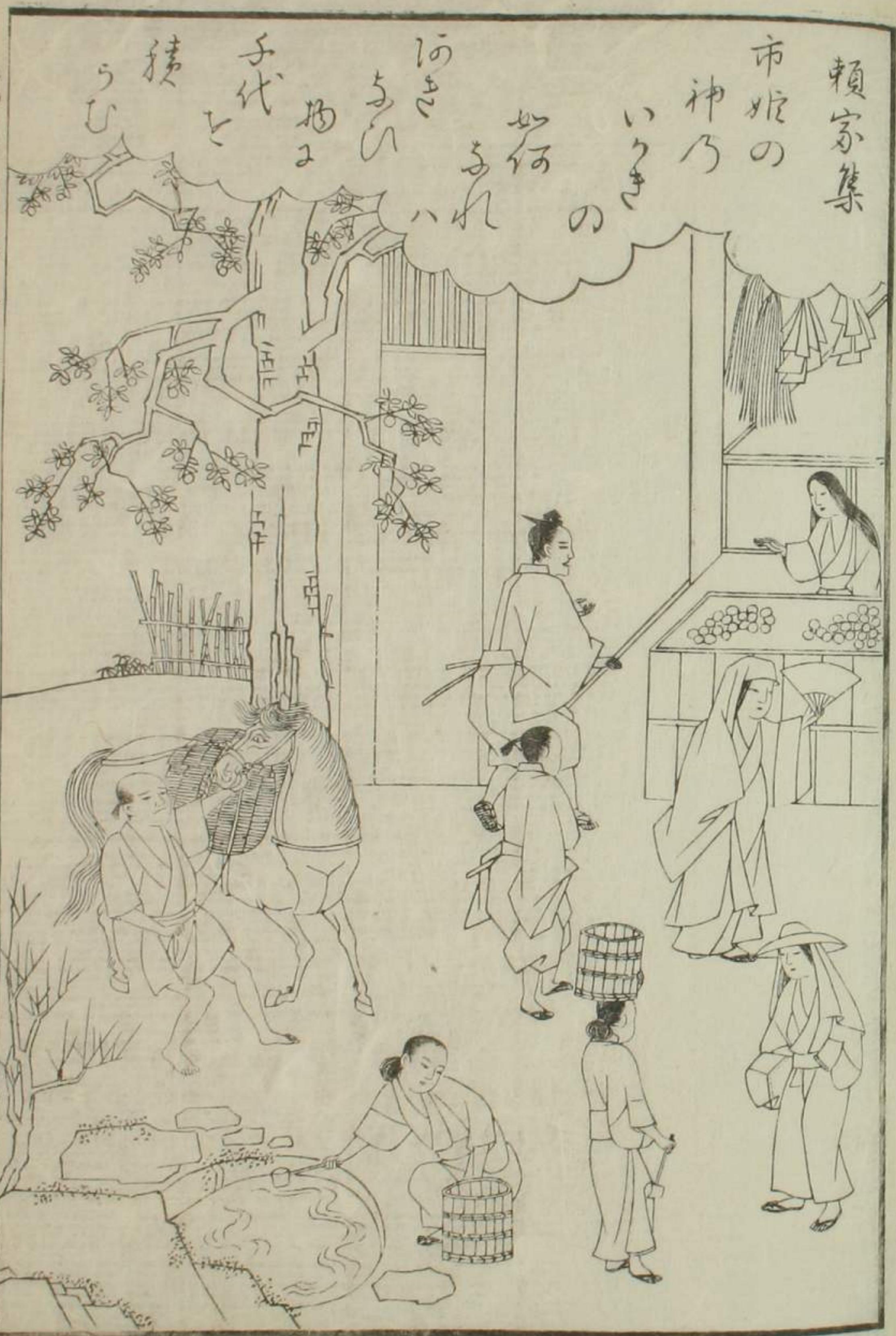
翟音眺說文出穀也亦作糴長編趙抃知越州兩浙旱蝗禁
糴增米價公獨榜任增價糴之米商輻輳價更賤民免饑久
又云文彥博在成都米價騰貴因就諸城門置十八院減價糴賣仍不限其數張榜通衢米價遂減
蕃名プレイス亦ワカルト價直

國史延曆十七年勅曰物有貴賤價高下諸國糴糴有利於
民先損於公遣使開倉廩准賤時價糴與百姓具價物者又
貯國庫至於秋收貿成穎稻名曰救急料又曰稻糴與貧民
受より先元明紀和銅六年三月詔諸國之地紅山遐阻負
擔之輦久苦行役宜國郡司等募豪富家置米路側任其賣

雜式曰凡諸國驛路邊植菓樹令往還人得休息若無水處量便掘井書紀通證曰古者秋布穀既成而後通商賈之道故稱爲秋物也



成形圖說卷之十一



事とくと銀株アホハ達五斗以上比時價有輕重
し續紀曰和銅四年以穀六升當錢一文令百姓交閑各得
其利當時の米ハ穀されハ六升ハ五合磨みて二升あ
リ此时官池尤多く正浪一文ニ淺而文よるトモウリ
後紀曰弘仁十四年正月新錢一百貫賜大和國充築益田
池トヨリ益田池ハ開發の大効也ト據うれト争空海々
碑立てて志を刻シテ久るニ經テ而景文ト下行キテ
シは錢のモミトおり少々一斗より遙後の代也。後
醍醐天皇元亨元年の夏大旱地ト枯れて旬服のか雨雲
の間空赤土のトヨリ青苗みし餘草野小満人地の

例了。此年淺三面ともく粟一斗セ置カトアセ。曰赤眉亂後
關中大饑黃金一片易五升穀三面ともく粟一斗セ置セ天下の大凶年
トヨアあれを是亦余生ふけせす價みく破參の二升も四
斗セ賣買アカトモナリシム也是中古之ハ達穀多シテ多
淺を少シトモナリ。水東日記朱子答張仁叔之問云季裡
而收不遇百石者似恐是米而收百五十石者粟也晁錯云畝
石直錢三十文一歲而止用三石可見古來錢重然其賣買
皆然則人亦不以為病也是漢とモ東鑑曰上品八丈絹六
足代百升文各叶紺布二反無代四文云々此时までハ物
上品の淺つりのものアレハ丈絹一足代九文トヨア
てモスモ無し百練鈔曰後堀河天皇安貞二年六月廿

四日以錢一貫文可被直米一石之由被下宣旨四家合考
曰永正元年天下饑饉して會津の米價一升而酒とまへ
里中時の酒ハ大飯圓實也と號^{ホシ}御^{ミササギ}酒^{ミササギ}にてと賣^{メル}る
石^{イシ}うて二升四百錢ハ米も直^{スル}の村也因一升室町日記より
石^{イシ}うて二升四百錢ハ米も直^{スル}の村也因一升室町日記より
本綿一疋^{ヒラマツ}付^ス及^シ七寸七分^{セブンセンナナセン}也切半ハ一石^{イチシキ}付^ス及^シ五
分五寸^{ハーフセンナナセン}の賣實^{ウリカヒ}と云^ハは是^ハ是^ハ義^{ヨシ}時天文^{ムカシ}の事^ハとて平^{タツ}
時の價^ハと云^ハは生^ス島宗竹記又弘治三年八月廿六日
大風^ハ是^ハ歲末^ハ賣實金一两^ハ五升^ハ也按^ス是^ハ時^ハの金一兩
ハ^ハい^ハくもとあり^ハ一^ハ大^ハ飯^ハ金^ハ小^ハ飯^ハ金^ハ天正十六年^ハよ
被送^ハ所^ハと云^ハし而^ハ是^ハ裏^ハ載^ス童謡^ハす^ハご^ハい^ハ

らと^ハは一人十ニ^モニ^モこと^ニ多^シめしハ行^メしと^ハ
つは昔^ハうが^シ飯^ハと^モ汁^ハ何^モもとり^ハけ^カ支^ハのけ
と^モ多^シ食^ハ何^モい^ハく^ハば^かん^さか^くぐ^ま鶴^ハか^く
ら^ハと^モ多^シ是^ハけ^いみ^ハ上京^ハの道中^ハ山^ハ街^ハ通^ハり^ハ時^ハ
客^ハ次^ハの旅^ハ筆^ハ二合^ハ比^ハ飯^ハ薦^ハり^ハ酒^ハ持^ハて^ハ使^ハた^ハ
酒^ハあら^ハり^ハす^ハ也^ハ當時^ハ酒^ハ廿^ハ文^ハ及^シ一升^ハ四十文^ハ有^ハれ
ハ^ハ十^モ文^ハ出^ハて^ハ下^モ十^モ文^ハ鶴^ハ酒^ハ一錢^ハ三^モ十^モ文^ハ有^ハる^ハ
し是^ハ故^ハ山^ハ岐^ハ家^ハ一^ハ生^ハ死^ハ間^ハ蓄^ハて^ハ食^ハ飲^ハ也^ハ旅^ハ食^ハ宿^ハ
ハ^ハ十二^モ钱^ハ持^ハて^ハ常^ハ日^ハ中^ハ一^モ合^ハと^モ食^ハ飲^ハ也^ハ人^ハも^ハ
多^シ是^ハ是^ハ安^ハ四^モ年^ハ勞^ハ也^ハ金^ハ十^モ文^ハ是^ハ四十^モ文^ハ僕^ハ

入るゝ昆陽漫源曰寛文八年景寧まで朝鮮の漂浪者
は被持半と號して書中より半升六合五文代一文と云
つ是ハ向來まであり徳光源曰享保十七年米穀の價
ア直よりて枚金を取償也一文も一斗米而價はつき
金也アホモロモ安ニ清朝紀聞云今清の米價ま一升穀
十ニ四文大豆一升十五文豆子云之油
織人ニサムルム所福建の向來ハ一升八十錢の事あり
云又續文獻通考云洪武十八年令兩浙及京畿官田凡折
枚稅糧鈔每五貫淮米一石絹每匹淮米一石二斗金每兩
淮米十石銀每兩淮米二石棉布每匹淮米一石苧布每匹
淮米七斗也後漸くトキ便當もあひ一トメハ金穀也
ラあり

ア熟知也トシムナは所し固郡都會遊民聚也耕也
して念の窮くアツヒ年穀穢也る遇て遂に價也と

アリて復古の廣直もし板金錢と水火の災の罹りて沉
滅或ち奸薦も潜伏ア又決済を破綻昂らうかよアシト
あく淺の回利も時直賤く昂りたゞり又絶済ハ瘡痍也
模倣もて何とあく金洞也くあく不通用よナリナリナリ
立事畧もアヘン所ハ莫モ六年より寛永五年まで而セ
金立高株ニ方ニ子八百株は浪百十二万ニ子ウ面八十
吉賀月銀洞二億ニ子ニ子八百株内方七千五百面行
とくもアリ也其より又ノ一大數ハ計ナシ無
うれモ申みて浦底み中モ失捨一カホシ燐瘞淺も

而てハ土葬されハ壤ソウとふで火浴ヒヤクされハ灰ホリニ化ハシメル一
ハ一日に下せし者二十人アマシシムにて一日ニ百
二十四時シテ一月ニハ三貫七百六十錢一歲ニハ四十五貫
五百錢ヒサツ江洋エイヨウに人壽の日數二万六千六百十日と
云ハ素スズキにて終シテの人ありしし命數ハ脩短ヒョウサンゆり泥ナメ
浦内ウラニの羣生一日の宵死喪するもの嘗タガられを數歲を經
よきよりの歲ヒサツ年ヒツより費用代土やへ費カネし棄タガめ
金カネりし水土解俗說辨回車漏リュウ志シテと辨ハシメルり瘞錢
ハ漢カン以来の葬俗モロコシ事文類聚モロコシ事文類聚モロコシ之は悲哀
の情ヒトツ乃已モレバしきともえて婦女小人浮屠フツヅ募化モウカあ

とは唐カナダの禮リを仰アマふをすと金カネノ役カミも地チも
儀ヒツと容ハラハラ其ヒト達タタカと隣ヘンの親族シンツクを投捨ヒタツ小毛コモてハ豈止瘞錢ヒサツ
弊ヒツのとなくんや瘞錢ヒサツ比ヒタツ事モノと革カニ并ヒタツ道シテと烟管カキヤウの
火口ヒナガ小ヒトツて修ヒツ正ヒツ瘞錢ヒサツの代カニ用ヒツ小ヒトツしと瓶ヒラマツのけヒツ地頭ヒタツ
ノヒトツて六道錢ヒサツハ地チ毛モ支配ヒツといつらヒツ上富魔王合カミ點ヒツ
ソヒトツかヒトツや汝先冥途ヒツ行ヒツて地藏ジザン互相對ヒツセよとそ
訴ヒツと拒ヒツよし裁ヒツ高人カウジンのみに善ヒツじヒツハ承ヒツくそ
るヒツ若立ヒツせよヒツば松ヒツ木ヒツ也ヒツ○奠陰逸史ヒツ有言ヒツ曰
慶長辛亥諸夷蠻重譯ヒツ來求互市ヒツ二十餘國明商舶亦益至ヒツ
畧ヒツ互市ヒツ之係要務ヒツ不可以已ヒツ果ヒツ如ヒツ此夫往昔ヒツ有確論ヒツ曰凡外ヒツ

舶所載藥石之外一切屬無用斯義也浮屠兼好首言之觀瀾三宅氏再發之白石新井氏又詳議其弊畧然以予觀之未為得政治大體焉夫黃白之為物也飢而不可食寒而不可衣以其貴重也居焉不得以合棟宇爨焉不得以制鍛金以不其堅利也戰焉不得以造鋒鏑介胄士則不為刀削農則不為磁基工則不為斧斤鑽鑿商買不用鑄厨櫃而鎖倉庫其鎔以為華飭亦猶外舶所輸珠璣珍怪也此出彼入其事埒已鑄以為幣也多焉而輕寡焉而重其為用也均矣借令異日黃白拂地乎亦唯白鳳年前宇宙是也豈無物可以為幣乎哉唯銅切乎民用是為可惜爾異日長國家之人能

達治體乎則必有以處之矣夫古の時錢一文並て米一升と飼洞淺三石と以粟一斗と賣といふハ沿革也云々さて治政勢の向かひにあらずの事がくくもすゞ、農家の種苗と自由な土地のまゝ山城の郷土耕の儀やふとぬれど久旱ハ澇好故久々と豐怖て米と山林子持の木のとくら精舎と呼ぶゆゑ金錢よりもま實らるハ米穀よりぬ治じる日ハ農戸ハとくより厚徳までと米穀と鬻御て生財の寔もあらゆゑ米穀じまと金錢もまきて作農りくとて千里の溝渠をあらむとくらうば治もく付ふハ米ハ價廉宣うよしたて河口は

いゆゑを承るゝまゝ時ハ風俗何と多く華麗カツカツす成る
そむ子は勢と侈て人の上と多く驕アミエるを鄙諱モキイふ女商
のゝてひきといふことく金浪と謹山と傳ふと肩用
と身アシひふかく大車カタマリは御手ミタスと銀シルバのとあくても多く
さりあねも一分イチブの手ハンド一四糧イチヨウリヤウと而儀アガシの元前イニシヨウとす
さて身アソシのわらワラとひやく成田ヒヤクニシの茶店チャドウハ一桶
一錢イチセンとこだあす次シテみどりとまうりとハ富士フジとよ
やうに只費シカクの價費サカシと達アハシるゆゑ米穀コメヤシキのあふるゆゑ立
のよやハ洋ヨウの利アリめとよもあせ議アセギの利アリめハ銭四シナニの二円
もやもやほの珠浪シラマサハもうの分金ブンキンの價サカシと望マヒタシ金浪

の價もくあるわと米直コメタツとつきて金もくもじりの
米一石イチシキハ金一両イチリョウ達アハシて五貫ゴクあり一袋後イチタツの一あせ度
もて米一石イチシキと雪ヤクふとよハ金の價サカシとつきてまのむあ
くあくの達アハシり米残コメザシはれと士農シノブの二ニと本通ホントウと工商
の達アハシハ値アリめとよも時と盡ドリめとよもと米價コメサカシの
あくもうりとていつくのとてふう士農シノブの多富タマフるの
あくやハあは是唐馮道曰穀貴コメヨシ餓農コメイヌ穀賤コメヨク傷農コメイヌと云
トヨウタシタリ 貨殖傳夫 罷二十病農九十病未言米賤則農人病也若米斗直九十九十則商賈病未商賈也
集義外書曰夫金浪殊シラマサ乎淺物カタモノと角アシタシが争アツシテて互敵アヘンす
あま財アマシタシハ人多財アマシタシあり善人シラマサ人ヒトばたうとセシムとて写窮

城あらうとす時ハ騎乗ありのみなはるハ軍隊以
く方のわふく方の賣手とぬあくせうより數ハうき
みてほゆけにかくされぬぬまよおづくろ人
心乃破すまし方の地とぬよりつゝ食ひる時ハ若す
すみて民の食あらぬか小傷病乃ちあけどもお
のうき猪奄よいの次安内す罪そんくて次山あれ
ハ大方の不化まも困窮は及ばず五敷水次のうき
き附ハ民は不行の者すくちく達成ふとみし金銀ハ
カ敷を助くるとぬけりいやまと金銀と以て万の
うきのとあると附ハ差め蓄アリじく用ばきてよ

き物あれハ制せてもおうりまし法職まああはれく
さんあくは放をかよあく家よもてさまうし士官之あ
れハ兵よ取あくまくとて兵と士と困窮する時ハ商
とすくあく浅野く寧久高久職人仰よ及ひの所行ま
正に天下よ教するあき高人のよみあり○夫あ夷に
きよ下の貢献と吏役て皆一人よもとてとてられ
と上へ献と法吏へとて給けるゆゑ只中まよの上
まよの上へとてうけうり之様下よれて税利と射
あくまくそれとれ蘭人ハ商として大農工の上居あ
りうきのとくのちくハ封君とあまみのとあまみれハ

支用給しよしよすよせよは要職權勢の官吏と連
毅のあいは併て効恩が従ずる高雲かと寢ても寝ても
貴重物力がさうはあしらひすり一人も執政の勢を抑
へうくふももえ高雲ふゆうてさうわとあくとみとみ
おの勢ぢり 史記云封君皆低首仰給 おもての太
つみおとまう御樹向答曰高雲百枚十年戰國中々頗遠
もて始て度をあし特と呼く國初法度おのくあ第これ
とお次と並て第と改にちの子法度ハ日は財と費して
用みえりくみのを相と以て高雲と判とあふとくつ
とも終す故とあるあく何とぞとち勢軍と強て特と改
みけり胡子一を浴て又ニと共くと被ミ日と累
て法度の高雲の思
五と作くとこきり

酒食

顯宗紀會群臣設以酒食の漢宣
帝紀云酒食之會所以行禮樂也

蕃名ダランキ

酒スペイス

食

書紀通證彙言曰我邦土地之廣大可以比西土幅員

文献考人民之富殖可比對西土戶口今按よ吾邦

考

通考人民之富殖可比對西土戶口今按よ吾邦
紀曰秦漢諸蕃頻然投化者編貢戶籍秦人戶數總七千五百
百戶又孝德紀錄民元數ノ何ノ也始もとさき戸敷の
籍断盜賊與淳浪庚午年籍の事績紀多く凡そノ古語
拾遺曰至天平年中勘造神帳沒川春海曰通鑑云載西土
中臣事權任意取舍多可
户五百萬戶口五千萬口而日本戶三百萬戶口三千萬口
といつり 但綱目書戶口數七皆在唐代而玄宗時為極盛
王海云貞觀之盛戶不及三百萬永徽惟增十五

萬今按よ三朝事畧云清世祖順治九年十二月是歲人丁
戶口一千四百四十八萬三千八百五十八又爵秩便覽云
雍正辛亥年一歲清の錢糧銀三千二百四十六萬四百二
十九兩米三百二十四萬三千八百三石と云。順治九年
承應元年小一て雍正辛亥ハ即九年本朝享保十六年
又丁口又按よ是より前明穆宗隆慶元年大倉見存銀
一百三十五萬四千六百五十二兩と續文獻通是西土の
考よ載きり隆慶元年本朝永祿十丁即ちり廣地
連曰奉納乃國々々回し一歩乃内満土地之度
くして人民の多きもあざれむと土地之度
ハ多きを以て無辨土地の度枝またかくも

國上國中國下國大
那上郡守即之縣小郡とも定られりとゆき土地の大
小よハかくそ、まゆけ事せらし也。よむりてうりせ
ハ人此弓きまゝなづてたゞ土地乃廣狹どみて其國
の大小ヒテシテ、うづもあすり。皇國ミヅニハ古より
しく田地人民乃基多く稠密ふるはとちくよまほ
數ふ。此ハ世人穀物成とひく常ふときたむ大國小
く城小豐饒殷富窮蹙多ふとゆとの國はふく
及ぶゆめう。清川氏曰日本田穀凡斛二千五百萬石
也一里方而一萬石と耕一亩に川邑ハ主中より仕立五

十里方少して二千五百萬石の米ヒルモナリム遠裔の
土地有餘、あれハ名ニ千余石と得也し又或況ヨ日本國
中の水田八十六萬六百十七町四忙役陸田廿万七千百
四十、町役少ヒテアリ也少トモ是ハ百年以前ニ田地
主齒ヒイミテ稀少の時まで五畿七道ノ分田ヨリ生れ
を今トハ準^{サシ}ムシトイヘトヒ大半^{ハイツ}ハ^{タク}アリキハ
輿地^{ヨウチ}よりと人氏^{ヒトシキ}に以^シハ凡稻植^{ハイツ}一、小麥年^{ヒトシ}
ハ三百六十粒一歲の日數^{ヒツカウ}を當^シト^シアリ
年^{ヒツ}は百粒^{ヒツ}も實^{ヒツ}の^{シテ}アリムトソウシ
穗而三百餘粒者謂^ヒ之三穗子^{ミツイモコ}ト^シハ唐山^{タカヤマ}あと^{シテ}ハ^タけ
三百粒^{ヒツ}の稭^{ヒツ}尋常^{ヒツ}ト^シふして生^シる^{シテ}アリ

ていいしもつへ一冲縄の内米國までハ本藩より
五百里よりより南島北支の幅員五つナハ當お万里
のうちもんやまとて人の多くハ年面の上にていへハ
六十六國の男女老少おほよ生とぬりてまくつあ
るひとあるあかね 日本国中ハ糧食ハ恒よ不足の
事ありても是ハ表しきの田數にて雖ハ陸奥の小田類
八百石石也いふがちくも東北南部津距もては分
野の峻遠山川の幽邈具よ窮計以重くも寛闊の露田
夷人の耕道も行けむと云家地廣城の靈土多くも代
に限過也凡東藩市村の糧米皆東洋より輸入され
里東洋價の米也ハ多く奥陸の豐約も源もとといづ
さは豈ぶの足敷也ハ東奥の支那もひくちつしち上法

この農夫山氏をしてハ悪く福ハ眼よのを飽て嘗て酒
の粗とあしゆきのを適によその熟とあざら荒歳ハ
ハ大半草根木實豆駿豆と糠豆と僅豆と榆豆とて
似と漫ふる豆と豆生ハ薯蕷と糧豆と葛根と茹豆と粟麥
黍稷もえてハ熟食の肉とせよ爾雅翼云古者之於穀菽
於食稻衣錦則以為生人之極樂以稻味尤美故也又毛詩
注果酒嘉蔬以供老疾奉賓祭瓜瓠苴茶以為常食少長之
義豐儉之節然也顏曾公求米於曾大夫帖云拙其仲粟
於生事舉家食粥而已是西土也之曰うりき
とて上否とも凡麦と粟豆較はむが易し蕷粟ハ宜し
麦ハ勝と云々なり又麥稗を夏月穀將よりんせん時
成熟とのもとは麥丈のちよ播種也さあもすれ小農戸

と行きあひあらゆきて新穀宣ひ酒より福と以ふ食
うちうゆゑ勤とおもは上入の穀キハラなることの多く
いかれ風俗ハ農夫ハウチムシムヘ

凡酒と醸カヒの酛米酸米ハ酒華モハ北國の齋年と用
ね又間酒改新完造ハ孫河泉酒作酒益多め年とんと
角カモ法向達よけに酒主約定して醸カモとやあくして
酒の享美あるハ 本邦と第一トモシタと日本酒の神
矣カミすのをあくと藏カヤて年の物とて以てや見
原氏曰昔年於長崎聞彼土人之言云予嘗屢為海賈遊于
西蕃諸國凡中原及諸夷之米穀其味皆淡薄不及于日本

所產之甘美遠矣其野釀之酒亦氣味不及于日本然則以
日本之杭暨良醞可為天下第一今又と西偏へ遼風の時
涼暑の唐人とも長船中の蒸餾ヨウドウとよし
これ日本之酒と一毫イハツもハ再三の美萬ヨシマツにして其治無
窮ヨウキウと叩頭タツダウと磨モリて飲出スルとありがとと圓熟
あれハ空アモリとも嘗シテ未シテより又瓶ボトルあひつよ及
ちた其シテより北方の法國ソウヤサンタムタラヒもとい
みハ西北ノハタクつてきて東韓ドンヘン祖シロもう幾万里ヨリウリとりづ限リヅケン
ナシハムの法國均カウとして伐 日本の酒シロ酒シロ成
斐ヒ成ヒるかと残リ人の轉參ツンサンとまよりあくくえび

のがハ酒肆口へ入ると、或はと者又旅人へ媒して満州の龍紋シフトク上品の絹類衣服とて 皇國の米酒よ交易して沽ゆるより凡シフトク一衣の價黄金五七兩ともよりのさてモ一衣とい酒三十升也。四十升也。やう御本邦のものより、角帛の織物もあれハかくのまうしむれをも衣の價とて不思議に 皇國の米酒もて、かくともやりて是とてを吾 邦の人ハかくは天下よ奴あきみき神酒と一生祀きてあくア飲ても上より某處の名酒あつてハ飲むるなりハ所謂吾モれハ驕モて人過の限あきとえつまくや又沖縄船夷

ハ地軍とて燒酒と造りて沖縄とて粟國とふ丸味
酷烈此間の人多く飲ハ醉麁ダニよ和ふ而よ南島の人ハ此
粟國と恒よ酒と燒酒よ至もとと夏用の齧アツキ燒アツキよハ此
ヒ冷ゑヒ飲ヒされハ暑氣と散ハラフしもとあつさもあり是
天道自比の才物と被ハサウエある製ハサウエにて人命と利害よ立
リある粟國沙糖の革牛藩カウバンよ於て造ハサウエりて待ハサウエよ土
力と勞し工夫と費ハサウエりて即て極ハサウエ多し此の風土の
自然ある毛詩云我倉既盈我庚維億以為酒食以饗以
祀。

そとく 皇國の酒ハシマの進奉ミヨトハ塙折ヤシヨリの醸醸カモレよゆえ

結固め多々整ひより好まうや修まゝもゆる納采の由
はとお喜びて盡詰てと仰りけりハ宣ふニ核の清時
より酒て、より飲と交一朝とをもよ用わしと
ねむらかと見て考へよ流れて考へ津年のれ物とあま
まあるじと申氣と云字と云おのへりす年
まも通じ農事と佐と云は接ハ供食ハともも也田穀
より出ぬもる食えと称てかく名あしと申す也
はこれよつれて却りよ古の作酒製法ハ吾沖縄島
より達也シシウガ土音に神沛氣と称ヘ而一月冲
御氣にて成りとこの古語より申すも法十三四より

十五歳までの女子端正あると揮て齋やくめ甘蔗して
齒と磨き清めして口と洗ひ染を嚼あて醸醸の中よ
投まハ一宿と寝てぬきも、涼甚、甘美酒色濃向うり凡
御氣一升と造ふハ糯大、上白米一升、搗粉、麦芽粉五合燒
水八合、美水二合、絹節小て、かわし、煉調、より始糯、白米
一升の中より一合许とも、取を煉を生粉のまゝありと
嚼枝也此通證所謂古者咬咀作酒、大隅風土記所載の口
嚼酒及武内宿祢の歌み此神酒を嚼けむ人と云々^{モイ}
者うちて、或ハ其女子の口氣よりて、御氣の味或ハ甘く
辛しきを甘口辛口と云々と酒味と云々^{モイ}
ありありあり明世法錄云琉球國以水、水、水、水、
謂米奇、米奇即御氣ありて此

御氣と造て毎年四月既稻穂將より
つ神舞と云ふて神祇と祀り成るて
神事と云其式祝巫角済衣と被頭み
に第と執て社頭まで歌ひ奉り此奉事
服忌經行家の者ハ戸のみ別火し神事
を祀れ必祠主に徳土俗すて神の使と云
この御氣國世主の献卫又諸臣庶子領賜の
禁酒は宗えの義より加惠の反分ありと云
夫酒いかくも可也わざよつりひきあらと
海々ハモ事とあくと風の裏一俗の漁
めりとあくと風の裏一俗の漁

と妻ウニチへあと不ハシをあらは身ヒメと豈ミタの臣家ミサリと川
牛ウシもくに和ハシせよ献ヒサシのれと勅ヒサシし荒濱アラマツの禍クモリとがち
とがちもくのためして嘗ヒタシめの身ヒメとまほは炮
まで吹ヒスケルふとくへまくもくとくとくかし

延喜天皇御製

曰勿多飲酒陳勿多言語ノイヒタと扶桑畧記ハシマハシマ志蜀

孔明戒子コウミンカイジ云夫酒之設合禮致情適體歸性禮終而退ヒタシ

此和ヒトシ之至主意未ヒタシ殫賓有餘豪可以至醉無致於亂ヒタシ

一ヒタシハ大毅ヨウイキ登タマガタ行ハシマハシの時ヒタシのたましとて紹タマハシ又酒飲タマハシあらば免タマハシて天ヒタシり下ヒタシの億兆ヨウセイとわれタマハシく有年タマハシの賜タマハシと望タマハシの仁壽タマハシの

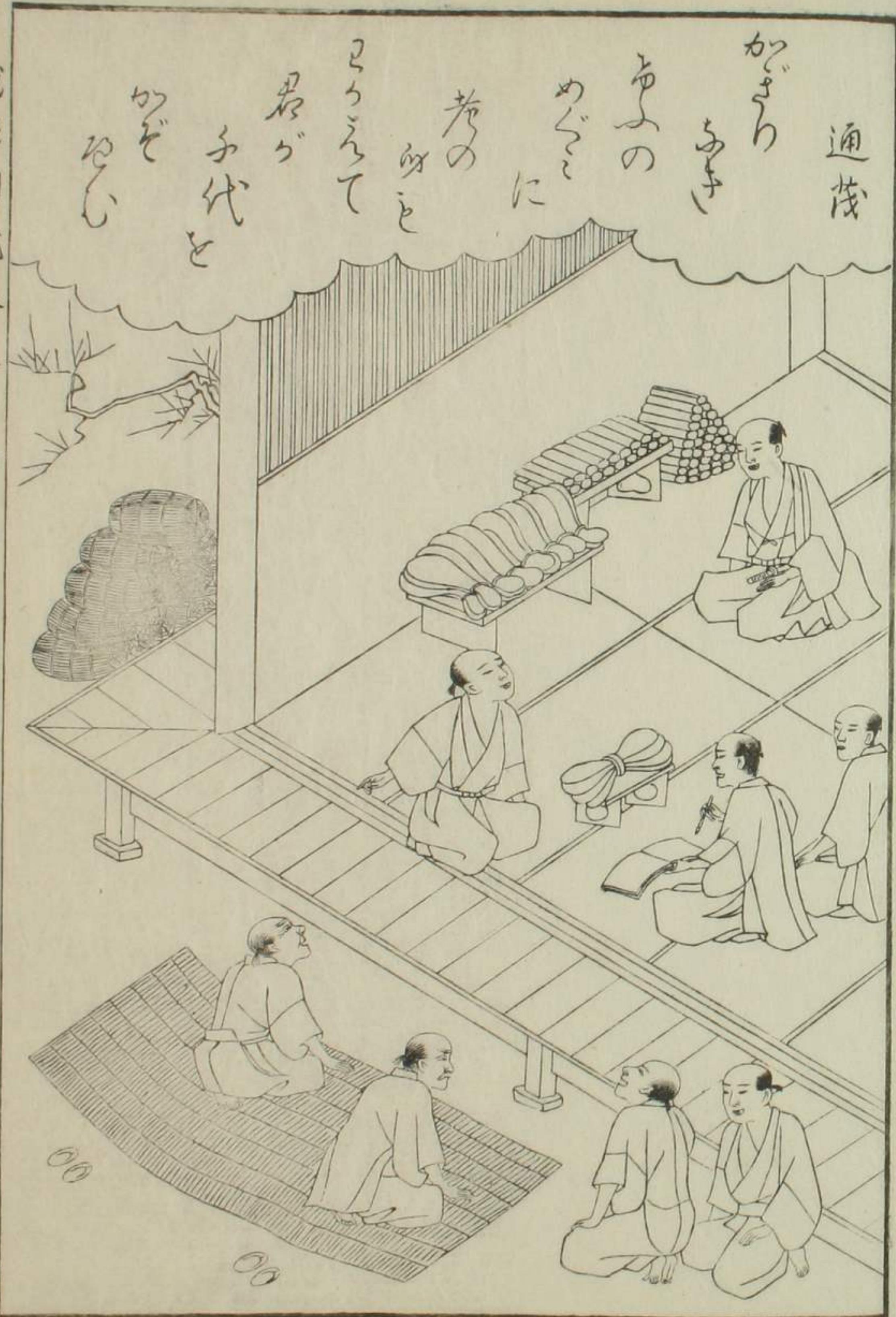
域ミナヒと守タマハシめとすとせの國史タマハシと歷舉タマハシき清寧紀三年

冬十一月宴タマハシ臣連於大廷タマハシ賜綿帛タマハシ唯其所取皆盡力而退是

月海外諸蕃並來貢四年春正月饗諸蕃使入於朝堂賜物
有差夏閏五月大酺ハサウエ五日安閑紀二年春正月朔詔曰問者
連年登穀接境無虞蒼生樂於稼穡黔首免於飢饉内外清
通國家殷富朕甚悅焉可大酺ハサウエ五日以為天下之歡云々是
より後の年ハシマハシも天下の耆老ヒメシロと釋ヒタシ也され歲の甲乙タマハシ
而て深弟等タマハシと仰タマハシと謂上トタマハシ下タマハシと謂下タマハシ是
老タマハシと幼タマハシの憲タマハシと尚タマハシと謂上トタマハシ下タマハシと謂下タマハシ是

實錄ミタスレハ清和天皇貞觀十六年正月七日老人
年百歲ハシマハシ以上賜穀五石タマハシ九十五石タマハシ以上三斛タマハシ八十以上一斛タマハシ子
順孫義夫第タマハシ婦旌表門閭除課役螺寒孤獨篤疾重病ヒタシ並
給祿俸ヒタシあり按ヒタシ前漢文帝紀酺ハサウエ五日師古云酺ハサウエ之ヒタシ為
言布ヒタシ也王德布ヒタシ於天下而合聚飲食唐無酺禁ヒタシ亦賜酺ハサウエ蓋聚
作伎樂ヒタシ高年賜酒麪タマハシ唐紀太宗正觀二年九月以右年賜

醸三日益のみ一の俗あり漬鹽杵又葛鶴々早稻
ふハ喜田也うんとらう対美ヨリのよき人のナヘリ
セシトまうりと取てみてある。眞集てたまふるよもじ
シのと食せ定め無にて年才オトムアリけと伐らせて家の後
乃園へまくちゆうぢゆすまハちどもあ乃村もあキは伐
ノ瀬ヨチヨシキ度ヨ水ヒ入ておろト、うねリテ
えまくつりし聲のくとゆい事く食持おもくにのれ
ともの風俗もてうりとあひきまはみうるわき地也
久ハ正月雪月五日ノ済よ城内の而姓家累門生を望茎
ヒ伸付よ健ヨ酒煙ト等ヘ辟地をしヒヒト農役
日次紀曰正月四日自禁裏仙洞以下至于諸臣庶之有
姓今日各就來其領土地頭之家而賀慶歲者則賜諸餅酒
等被饗應之云々是上ハ朝廷の御禮よりト庶人の因



皇太子學士
 調忌寸古磨
 級賞青春
 日相期
 白髮年
 清生百
 萬聖岳土
 半千賢ト
 宴當時宅
 披雲廣
 樂天茲時
 盡清素何
 用子雲玄



民ふもまた年々酒み農役の儀オトナシより禮雜記註云
 歳十二月索鬼神而祭祀則黨正以禮屬民而飲酒勞農而
 休息之使之莫樂是君之澤也今賽スル社則其事爾是西土本
 生の社會也 本朝の尚萬會ハ大約言南酒年名小野山
 莊よて始て行より其後ハ清酒爲多の會事は名高し
 云浦み年江戸の人生焉此小甸の望よ折さしハあ矣
 瑞翁るハナチ軍小麥開御面うす六軍左徒字れ而ハ歲
 ロトハ乞千以上の人ドウハ十ニ軍までとセ、老シテ之令と
 てトヨ名高きより宋田氏曰瑞翁ハ酒樂の事トモ也經
 継する人トモハとくと申てハ景素保シテしト、ひりトと能記
 クやかくの輕トモくあれハも壽トモ益トモ一奇トモ少トモ古トモ
 少壯の酒トモと晦トモひ改トモて長トモ老トモの益トモつゝありトモあ
 らされハ少トモ方トモ舉トモとまトモ居トモとそトモハ獨トモる事トモ

凡ナまの會すには乞弱相立と酒との役にくるまで此
しき候る集めあくらへく喫らぬれどハさうわ
ルカタマシのやうありてもかくも百日の惜一日の
澤玉音うちだふよひゆきを家裡よしり君う一日乃
恩波の浴して而體而日比若憲と志義是先王の遺澤也
思ふて此のふく勤勞は暇むと君子もサヌハ寧之
はる無し凡ばの恩あたはけの何日かせハ其の社耗情
察はきりより日ハ一日遊ふ事無いとふりあらむ働き
てより見ゆるはてはの事叶は事の寧くもくけ
く二日のはりとも當日小まほ一事の坊筋と角を述べ

入え事も何ぞすのなりとうれと年之内小内も何
うセセシムと極にうと有難けとばの勞しては湯田
の社よからぬまうとおろせくよ民のつとくもくよ
すとよく化職とれとまくかとあくとどいのと
ひとと学習されハ更にうよハ上の席位のまゝ事ま
て行はよき了やうよんと角う争し尚儕撮要曰凡選集
のれハ次威の多寡と擇れど次第と厚くもくし合ふハ
く情味ハ興うるせ士のれあひ近安次威と指すも立
ぐと見て仕者珍羞よしゆくられハ和うて清延をも重
ハ物文の事あひてひよくと古山よつきてモ次威の交

躊躇オロガすちれすありあうるよ又他人事の宴會ヤクイすい却て
食膳シラタケの經く苦茗膳役シラタケヤクにて事調シラタケすとされハ指さるよ
も身カラはくく情シラタケすとくあるハモ紙疋シラタケ、衣裳シラタケやもより又
の役シラタケと身カラすくせの役シラタケす及シラタケいつ、菜根シラタケと薦シラタケすもりと
と取シラタケあてお樂シラタケ一地シラタケ序シラタケくとも嘗シラタケうんくとちくろ
夙シラタケとくふ重シラタケれ又同僚シラタケと邀シラタケ一朋友シラタケと召シラタケふ、情意シラタケと
の面シラタケ信シラタケ瞳シラタケと身カラりるあくに佳肴シラタケ、味シラタケと口腹シラタケを潤シラタケ
醇酒威膳シラタケす分シラタケすとけ人シラタケの文シラタケハ仰氣シラタケあきわざ
セ門シラタケかよハ乞シラタケくうあじゆく事シラタケ上シラタケよハ飲シラタケうよ醉シラタケとか
つて新達新奇シラタケ一案シラタケハ福物シラタケの持シラタケすとあくびじハ何シラタケ

しき限シラタケあらへや吉慶シラタケよ病シラタケ從口入シラタケ禍シラタケ從口出シラタケとそひア
結愁シラタケ外シラタケよせよひ多シラタケめの中シラタケよハ飽シラタケまて酒シラタケよ醉シラタケて狂シラタケ
トシラタケ病シラタケもおこうりつとよまシラタケカ又おのうづシラタケせよ
とてかくく月シラタケをよまシラタケへ縣シラタケの催金花シラタケよもよもれか
トシラタケいのひシラタケモ代シラタケ一はせのおとくへあぐシラタケ財
みシラタケゆざうとて地シラタケまで食シラタケのシラタケ先シラタケとおもシラタケリと善
と身カラはくくすと身カラし後のくは醉シラタケくとまて彼シラタケはくさんと
チ料シラタケ是シラタケあられハ津シラタケはれとて身カラのとまのとまシラタケの
いあくどよめやじハいとシラタケれつまシラタケりあくすまシラタケの
ひ魚シラタケ○米穀シラタケと損耗シラタケすとまの酒シラタケ耐シラタケ二七シラタケすまシラタケる

前漢文帝詔曰
酒醪以糜穀者多故
爲之爲故
於儉歲荒年
酒の禁止
也後紀曰
大同二年九月遣使封左右京及山崎津難
波津酒家甕以水旱成災穀米騰躍也東鑑建長四年九月
卅日鎮倉中所々可禁制沽酒之由仰保々奉行人等仍於
鎮倉中所々民家所註之酒壺三萬七千二百七十四口云
云鎮倉中民家所註之酒壺三萬七千二百七十四口云
苦より酒成醸手の段子國もととく夫酒の子
よおもと音山葉厚之よあくされハ興ト幸ト至り至る銷色
くく次抑又酒古きくこは皆天あるニシテう徳ニモ
殺セ摩糊として一切ヌ酒造ト飲ヌは米價微賤士以

費弊

蕃名フルテーリング

太いふーへの政ハキヒト天うトのはうーきくとも、其
てせかうとひひけじもあらう安河は流て天うトとある
小渡小瀬て玉土と溝じよ、是と多くあつてした後
よ四むうーはうーふ清門の清政の節ハ國ノ中にまも
ふは翁おじややまほとめしもれねいうーのむきて
のむきてとくねのくーの清めてしてハ度ひくとく

トアリてあひは、おもはるめじきの達史は高遠
お事後よりてじつ、午城の御対までさへそぞ
胡政とよきをもん式^{シテ}まへけのくによき上あて
南面にがまぬ海^{シマ}ノ脇^{ヤハラ}に而寮者^{シテ}出^スて四方比^シ人^{ヒト}とお
りて皆内裏^{ノミササギ}に立^スむわざ^{シテ}よし^ス、文乃紫^{シモモク}と
地^{シテ}と立^スて居^スるや^シの毛面^{シモモク}と^{シテ}ま^スる
里^{シテ}坐^スるは納^ス文^ムが記^シ辨^シサ^シ言^スちと^シ第^{シテ}いれ上^テ是^{シテ}
トヨシナ^{シテ}以^テ手^ハもおの^{シテ}いは説^{シテ}上^テ思^フわ^シ、
勅^{シテ}と^{シテ}されうた^{シテ}と^シしたお^{シテ}わ^シと^シ則^{シテ}用^シタ^シキ、
して清^{シテ}か思^フけぬ^{シテ}お^{シテ}の^{シテ}度^{シテ}と^シ仕^シ事^シと^シま^ス

とたすきのあらわいと加一才年とせやアセあらわる
よもみの縁のこしきハ神玉年直のちんとくつし
誠の事時とすすり此帝は詩文とけ巧よほせ
れど政子清心と入ふもとむほひ人二人とゆて
侍子のかわすすみて浮と強めすもひしもひを
人乃識かとも出ぬて、漸くに相政おとづれをも
ありされ、いづく。朝廷みて端業と仰せ、朝
政ニ清心といふもひのうと見く爲みふとてそ
仰せり。後よハ御業と遊宴のあととの無せやもの
又一もあよひて邦君うちもりゆうかくと教
いづる御よびりにれ。後相思天皇の大清歌よどぎめ

吉麻我をいづかと源風の八十萬うけてゆくやうに
年山紀聞曰、この佛宇ハ是好家のままでて京都の強
亂諸君の蜂起するのによ兵革のまゝれハおのぼく
禁中とお後一月を度もあく裏周めり、みもおり
のあせの中あれとも天子とよ拂名乃たふとまはが
のくろえよぬの拂顎せし者、一字と眼目とあると
か何とすすんで天子大樹より御園の木石くら
もくとす拂顎と庭石の拂顎して、すくああと拂のたま
でかふーくとすくとまくと拂すハ、時拂と拂すと

俗と教と禮と風俗と歴史あやうにあつてむねのあ
あるし風俗ハ歴史と考へてむろくと歴史ハ是
をもよみあれハ風俗のまゆうとくらべては少
のあとも特有のものとせば、道家の大法をおもむせ宣
べては嘗て是と被いはとあるものと新法のとま
すか、して下位の聲と云ふはいわゆるやうりう
ちゆよさんまの 日國ハ陽國と云ふ生産地の風と
まよひて、席からよけりぬきハ下ト多耳の事があ
婦人女子をして有りきが候と角ねの所も實によ
り實れりあつとのうえハソシと多く金銀が不す

也。まことに國子而體ましくもあらむ教アリハし夫
勇氣ハ男子多く育て計画と文書で一歩と進歩もあら
うに極(急)めきわざある。其農家もと女工成り人ふ
して有(スミ)は女子ハ継承の目論(スミガタ)ても又母の助助もあ
りと男子ハ是よりうかて或ハ端妓(ヤハタキ)にておぞましいと
據(スミ)て商乃悪少とひくく來り日ともいもど残家よ
き了あと、此おもて渡ハ新御(オホキ)又うけあひて供くる食銀
ヒ擣(スミ)め風采(カク)ノ節ヒ顧(カク)ざる比不孝よも端(ヨキダ)の所
都會うちうす百姓ハ上腴(ヨキダ)の並(ヨキダ)と耕(ヨキダ)して苦(ヨセトコ)
け立役田(タシ)を歸(ヨセトコ)と瘠(ヨセトコ)乃(ヨセトコ)良(ヨセトコ)よりもとくらみあ

のは多く遊所劇場より走りあひるゝ花街柳巷をみて斯
地ハ高生國ありとつへーあと萬店偶筆も載りて斯
處も高生國ともなりて游ゆる事也。斯地へよりして日本ハ併と俗語
にて漢圓どりゆく時或者食ふあらばしてくじゆと
是くあらはさくハ唐山もかちぬすとて重節より上
きくとくや食えふやれとて立ふあとくせ
きくとくむすりまさりてすゆか家てはへ食ふあくせ
一日と忘れてハあらぬ事あるよ百姓の夕べく食ふ
あらはれあんハ神明乃遂ニ嚴夫のめぐして田地乃
罰とも盡りてきわま正運ひ嚴夫のめぐして田地乃
立ち入りいやよ始むもよおのきよせとく通教不穢
あらはれ土精の脱ぐるよ泥布風水の不順あるじとい
ひ立て鬼と送迎に帰しけるが、ちくらぬあるあとあ
らはれ天地ハ日月あらんががりあれ乃運行た今不器

あれハ數万歳の後とて土性乃新なりとてはな
うるへしかくは夙俗よぢりてあきせの事より
わざる神功皇后乃韓國と從て移りてゆる財貨
と物納め重しハきするがでてきゆみよぢりされ
と物あらよきひとありかつきものあればやう
てあざしがれあと源りはるを縁モロコシか天竺よりありさは
ビ斯禱地より寫してよせカ急土木の役も多く田舎
の地を廻りあらうの蘇我馬子ハ君と號スカラキしもと
人達を遣の者あれハ寔ニ佛と信ひてよハ阿彌陀
のぞれハ津磨君又あきの法を信て内ニハ誠達大師の

遷と遷し祖て女帝と立まつて人極の大閑とあり擅
み胡權と奉て神廟の舊法と殿ア厥戸の堂にて守廬と
駁一ぬ吾 邪風俗の衰廢莫よきより御より明の舞水
いつく斯土の寺觀ハ靈山清風よき所にてわづる土
地と費一ぬと欲やあとも吾文集にはあるは斯
方ハ土地扱く人は寧まゝゆゑに傍徳ハあらずの盡
也よろしくといつて一理わざやうあると山縣氏の禪
法と好て政執行印し所より新しき後もと偏心りて内
倅事常の火宅等も済ふハ其耳あるいそと則ひのやう
云をどきのせらる也此只日序ハ日序のまゝ乃覺矣

て御あましやくしま乃風までうけしてそのまみゆ
あんハ却てつまうか每清世祖遺詔畧云朕親政以
來紀綱法度不能仰法太祖太宗謨烈且漸習漢俗于淳朴
舊制日有更張以致國治未臻民生未遂是朕之罪也夫世
祖ハ難種ふくて明ヒ平定して歟又二代もも難人自
始ともや明條の正義あると又其の戒諭の質事の風日
月は更弛しるより是命してとこと禁制せしむれを
又清正既よ清正のとおりてとくも清修の無念ある
夙儀ハ、少間よ暇さうあとは懲毖かく令あすよ阿シモ
や史記よ漢興て劉雕而為朴と、周秦の奢弊と跡て質

朴の俗は反志タチもととつり次や 皇國より漢土シナと
ハ國より京邦の異俗もとと断ぢよどりて切風カツモとて
家よ人ヒトよんともせハ惑ハラハラるのあくさきりのとよを廻カミし或
曰大辭カウと以て云ハ先漢寧カクニンより後アフタまよいとの物と一
切よ極カタマリに廻カミし往カムれ艸シダハ唐カタマリの地ハ莫ハシのれハシあくとも
あかくまし書カタマリともハ新國カタマリよりはくろまきカタマリぬれハシかす
うりしてんとくハシわらきはの人ハ孰ハシりハシ此ハシ所
のなハシくは廻カミす 延壽カタマリの清字カタマリよハ 本邦の萬種カタマリと奉
ひハシいやうあハシと後アフタハ其ハシ傳カタマリと謂ハシいはくハシせ也ハシて遠
本國カタマリより一地カタマリより遠く異域カタマリおてもとハシと云ハシす

又ハシはか傳釋老の書號カタマリが冥物の類カタマリとハシとも事ハシなハシい
既ハシ中布帛カタマリの物ハ小波ハシらきハシて事欠ハシくハシや歎ハシくハシて嘆
氣ハシの風儀變ハシ一ハシ驚ハシの變ハシよもよハシハ傳カタマリよハシす
驚ハシよハシて驚ハシば眼ハシの肥ハシよハシふハシとハシ事ハシ眼
の金眼ハシと費ハシしてサ眼ハシの然ハシとハシ驚ハシとハシわハシくハシ杯ハシ羹ハシ三方
肉ハシ坤ハシ風ハシとハシ遮ハシとハシ是ハシとハシ是ハシとハシは清山谷宣業唱ハシの高
よおハシりの持ハシりハシらハシよハシまハシせハシハ外ハシのわとくハシよ
つきハシめハシと謹按ハシ寛政二年の 詔命ハシ堂上地下守分
限ハシ万端可存質素ハシ衣裳ハシ以下隨ハシ所存不可及美麗ハシとハシけりハシ
とハシや禁祕ハシ御鈔ハシ曰天位着御の物疎ハシとハシ美ハシとハシ著聞集
著聞集ハシむじハシ

精好大口 一切停止之可用練大口 小袖織物綾練貫之
類細々不可用 金銀裝束太刀刀鞍細々不可用 唐皮
尻鞘切付等同前 總鞞常不可用細々警固之時正員一
人之外停止之 ○續神皇正統記曰 按此書ハ足利家又
正統記詳著一卷ハ居よハ復うぞ 〔後花園天皇の御
氏屋車賤市廓の高人までと驕の姿ぞ過分よ
行々以絞羅為身裝以紅紫為襖衣服上下の差別せよ
謂之僭上天德より及ひ武氣ゆ遠也すや内毛の
奢りと乳せの墨と人をけら格令の外も代て制符と

不^トは法度とは定めや宴遊^{イニシヤ}食餌^{シキ}の制ハ天平寶字の敕
お見え美麗衣服の制ハ神護景雲の格より始^{マサニ}め高か
くみわとしこき季節あるるや近者え享貞和^{ヒヨウ}
ひまりて種々の教制をも武家^{ムカシ}貴族^{ヒヨウ}庶民までハ
僕^{ハラフ}約の文法ありとて累代の文書と擧て先規^{センギ}之跡と
辨^{ヘタクシ}りゆく^{ハタクシ}業乃あくちも^{ハタクシ}う、^{ハタクシ}とけ^{ハタクシ}んも^{ハタクシ}よ上
うて^{ハタクシ}仰^{ハタクシ}づれまつて^{ハタクシ}速^{ハタクシ}り^{ハタクシ}ゆき^{ハタクシ}まき
事^{ハタクシ}ともやうりと^{ハタクシ}さん^{ハタクシ}ハ三利氏の風^{ハタクシ}様^{ハタクシ}おもろ^{ハタクシ}へ夜
取^{ハタクシ}の制^{ハタクシ}とみゆりあつま^{ハタクシ}る額^{ハタクシ}媛^{ハタクシ}と制^{ハタクシ}可^{ハタクシ}奴^{ハタクシ}頭^{ハタクシ}とあり
素^{ハタクシ}襖^{ハタクシ}鳥^{ハタクシ}帽子^{ハタクシ}を脱^{ハタクシ}ひ^{ハタクシ}、上^{ハタクシ}との^{ハタクシ}事^{ハタクシ}あ^{ハタクシ}よ^{ハタクシ}、夜^{ハタクシ}あ^{ハタクシ}る

ろからへり 秋津洲のさやぢりとおとまし野原を
埴のそきあらも もちよもじ渡りあはせよひと
と淳素のおゆきひとて ととわす御傳と勅さる、な
抑せ但川小内西津の時ナ里幕一よ金子二くまと沖
立し遠津の時村煤金河り あくまくまくまくまく
跡あ駿河よ清風亭の後赤城石舟が紅葉の年よ
一人着用の着とけとけとけとけとけとけと
のやとけとけとけとけとけとけとけとけと
れ、心ゆかばむを拂しき着とてよをやられ已させの
けはせのよもうちとけとけとけとけとけとけとけとけ

とやうある事とは了じとほもすての腰と不^{ハシ}と
うき見記よけとりや清の世祖明俗の奢靡と^{ハシ}
れしと和漢一揆の事とをゆる 德光錄曰者本氏部
京都へ至^{ハシ}地に物をもつて絹軟具と出^{ハシ}ま^リ
一重軟具の被とそり裁てりされるとくはあす只今ま^リ
ウジの夜をよくあまう事とゆい事とゆき物候ふ或
してそぞき^{ハシ}あるふ本絹の軟具とおしもくも^リ
曰衣服の制本綿とあくして着^{ハシ}婦人の綿とゆくし男
夫の^{ハシ}小綿と高^{ハシ}は是婦人と見て男子を被^{ハシ}もくら
所^{ハシ}男かサ^{ハシ}紺用金綿とくゆうて兩二重綿織沙綾
緋子^{ハシ}とあく^{ハシ}想^{ハシ}もうたとくま^リしきの事と集の年
京の地^{ハシ}にて倭錦^{ハシ}あく^{ハシ}の織^{ハシ}あく^{ハシ}と老

たく紫^{ハシ}うり^{ハシ}アラモト^{ハシ}ムスカ^{ハシ}凡衣服ハ^{ハシ}浪^{ハシ}
身^{ハシ}と^{ハシ}反^{ハシ}あ^{ハシ}しは官の^{ハシ}ハ^{ハシ}あ^{ハシ}もん^{ハシ}あ^{ハシ}の着^{ハシ}
用^{ハシ}ハ^{ハシ}の^{ハシ}み^{ハシ}け^{ハシ}深^{ハシ}く^{ハシ}整^{ハシ}す^{ハシ}ま^リの^{ハシ}衣^{ハシ}の^{ハシ}着^{ハシ}
無^{ハシ}字^{ハシ}よ^{ハシ}は^{ハシ}く^{ハシ}り^{ハシ}ハ^{ハシ}ト^{ハシ}よ^{ハシ}く^{ハシ}あ^{ハシ}む^{ハシ}と^{ハシ}も^リ
夫^{ハシ}あ^{ハシ}又^{ハシ}ハ^{ハシ}れ^{ハシ}草^{ハシ}づ^{ハシ}き^{ハシ}と^{ハシ}れ^{ハシ}と^{ハシ}は^{ハシ}と^{ハシ}し^{ハシ}る地^{ハシ}
塔^{ハシ}宴^{ハシ}の^{ハシ}場^{ハシ}よ^{ハシ}ハ^{ハシ}兵^{ハシ}と^{ハシ}用^{ハシ}の^{ハシ}家^{ハシ}の^{ハシ}と^{ハシ}兵^{ハシ}と^{ハシ}ま^リの^{ハシ}角^{ハシ}
仰^{ハシ}仰^{ハシ}ハ^{ハシ}さ^{ハシ}と^{ハシ}く^{ハシ}と^{ハシ}の^{ハシ}れ^{ハシ}と^{ハシ}分^{ハシ}と^{ハシ}あ^{ハシ}と^{ハシ}も^リ
物^{ハシ}の^{ハシ}都^{ハシ}教^{ハシ}あ^{ハシ}と^{ハシ}く^{ハシ}と^{ハシ}あ^{ハシ}と^{ハシ}も^リと^{ハシ}アリハ^{ハシ}
玉^{ハシ}勝^{ハシ}間^{ハシ}田^{ハシ}伊勢^{ハシ}大^{ハシ}宮^{ハシ}の^{ハシ}脚^{ハシ}殿^{ハシ}の^{ハシ}革^{ハシ}と^{ハシ}も^リハ^{ハシ}上^{ハシ}代^{ハシ}

乃よきしとまみしおりて變活キモひざる物也始スルて草
あくよみの社イカミ靈ミツをたゞの事ハシマリいあまハシマリ、 皇御
孫ミツコ命ミツコノミコト 大御神ミツコノミコトと學ミツコノミコトみ教ミツコノミコトひまつまハシマリうか也ハシマリ
城シテ清シテみづミツ乃ハシマリ宮殿ミヤラカニとは政ウラバシ靈ミツを據スルすハシマリ 大御神
の宮殿ミヤラカニと寶素ミヤラカニにしあハシマリげきよし行ハシマリやハシマリ
くわきよ神道者ミツコノミコト乃ハシマリは清シテかハシマリうろハシマリて
吉ヨシの氣ヨシよりひハシマリきともハシマリ見ハシマリしハシマリ〇 元正天皇ミツコノミコトの太ミツコノミコト和ミツコノミコト舊ミツコノミコト
水戸義公ミツコノミコトの釋ミツコノミコトす因ミツコノミコトすも危ハシマリ也ハシマリ因ミツコノミコトすと
くはハシマリあせ玉ミツコノミコト、 水戸義公ミツコノミコトのまづり

聖代之君為于節儉，富貴廣大守之以約，觀智聰明守之以愚，不以身尊而驕之，不以德厚而矜之。物茅茨不剪，采椽不刮，舟車不飾，衣服無文，四季物適，宮殿樓閣之廉，比瓦刀汗。

やを向ひませあふハ、わらすよせの中松はおもん
事とちのかうを戸田氏いもく若者ハ富士山と人
といゆる、すり少し彼とくゆうり理ようもあらずして、
其时うりてつくもあと妻の精草のぬの氣よあいて、
ほのかとゆあと月の夜モキと見てかがむつことして、小室
まくして、唐カタシロ言はまくせゆり立ちとみ後アヒトハ御渡
のちかくあくねと渡して、まほ淡ましはの段までをさ
しとゆくとくゆすゆりて、ゆり立しあヒ一生守まくと
きりおもひと老の體とく容ルイ新ハタハタあくおちあれし
へと眼のあよハ、みうりぬ鬼印ハ、害盈而福謙ハナシといふ

ハ物あくまうより、ゆりくぐりて不思とくの前とば實れ
とゆくと道在ハ、手間と見酒ハ、微醉と欣と古人ハ
いゆるは、武士ハ、居とあり、多きよびくわへ、往々
心と角ハサウて、しまくと、一つ軒ハクとそて、すく云葉の
もと、あれとく、ハ他アの、くらまく、用よハ、主君の奇カギ
つうおとめあくまう、もくさうやうよおもむれて、あくまう
あくまえが面ハ、えんくくして、ゆよこぐりと、ねじハ、理よ
省シラフ、もくう凡て、居とひよきやう、華葉とこのじハ、見
る、用若く、いとひし、又時のものと、よりともありふ

んと弟好也とのちより又西門氏の書る所のよ近代四
民の座宅衣服食膳も悉く西國風氣の所とて而
年号町人百姓の風俗とあるには、腰、脚綿、縫綿又ハ
ぬじ纏の物とて相纏ふと、みあすがお縫ありば、爲る
町ノ五月の節清ふの事地とて黒き縫の相纏とは云ふ
るハ、かゝの宇二三人ありき、武家よハ、近き者より相
纏とれば、とて人ぬよ、とくうりぬ町ノの店、衣
の、店、かゝるも、板蓆、あらはなし、やあすせりも、の
行と運びし事あるゆゑ、とめよしけ内よ、安とつてお
よきのけりと用ひ、と申すの、よもて、商よい

つむと續篇ともアモレ盜ハあかりノヨリ學生の書アモ
ア倭俗ハ不罵不盜トハ止ム上世の良事ト云アドナリ
○又田家乃クニムハ、道もアツ、つきくもアモソクの便居の有
極ムイ所カニモ運場^{カバタキ}アドモシキ或ハ敵乃教^{カサシ}ムテ竹本の縁
トモハナシカリ御アヒ信宣^{スミタケ}の歌^{カタシマ}山里^{ヤマナシ}け共^{カタシマ}アタ
彦^{ヒコ}也アモシム^{アモシム}人モアヒ^{アヒ}此^シ田舎^{カント}の金^{カネ}ハ金戸^{カント}鍵^{カギ}モ
トモシテアシ小^{コトハ}ノ乃^ノ賊侵入^{オカシテ}了氣^{アラシキ}モアキトアム
アシテアシキアサギ^{アサギ}うし又食膳^{エシダシ}乃^ノ烹具^{カニ}アベクの色^{カラ}トウル
シテアシキ酒^{サケ}アヒ敷角^{ハラシタ}アヒ之^ノ内也^{ナカニ}出^{ハシメ}時^ハ給付^{ハシメ}乃
者^{ハシメ}アヒけ塚^{カツカ}ノ蓋^{カバタ}トドク^{ハシメ}其^ノ中^{ハシメ}アヒて^{ハシメ}お入^{ハシメ}テ^{ハシメ}内也^{ハシメ}盛^{ハシメ}テ

おおおのく客のまゝうらやまゆ
れへ立しきはえきり又町を畠むわる年々ふ増
む實に歳へ日へよろしくせまひれひ望み深くあつて
惜しのむらくあくまほ此の下す居へ人のあらぬよ
きするもう候うるよりうながせは済む波とよき
あはばにどく仰きぬハ福うくいぬよまあまの揃
うけもうハ上駄をあり相馬店戸様子唐紙あくハ中乃
をまう縁浦店が下く土臺のうへ下駄をふんじれぬ
何をめうと下の道をね本とうくても上駄をゆ
わすとひそハ一日とあとの達ハ成不ゆは候と下

れ材木ハ從ひばいのだけや本ねの上耗までと上駄の
ぐ焉とやうへいは二材ともに朽葉やふサシ被ハ
ゆづと戸様子は被と被してと上駄は内へ丈丈より内
ハ人ハもあひ徑筋の夫れ上駄が内へゆづけ又まに被
し被ひ草薙よりハ落ふきよし落ふきよりハ本ねふ
きよもくよりハ尾がさを尾を細毛よりハつゝきて
とびきりひ心事ハせふひと居をせし上駄経よての家
を用ひ法ほん法ほん古ハ上駄の法ほんえあひかの
計上駄トれをよき持まうと上駄が体を危ね
のへハ家と可持壇すをいぬ又じあきうへちりぬ

也ハ何事よき上原ゆたるみ林原つよへひのち極く
がよわくらへば又ゆぐとわくがよますひととお臺也
もがわくへハ又ゆぐと土臺丈夫よひてと地取うもま
らむりへはけいよハくらうぐのよひの百疊ハ風の代取
よての仍てあらん地取のるせと子のかくのそれもふ
ふとに農と通しち地取と折りて山へくわ板か代幕と
農吏と通し板戸傳子の山へくわよ立あひて山へ
向くの経緯とちゆよ勤うと忠臣と通し櫻田のみく
よとうけとちゆよ勤うとよましよみくと賛
相出戻と通しや軍ふね君ハ上原ゆのびき抜けて下

み立かのゆくくもくぬ様よとひと通ゆる山へ
熱て人ハ吉見若川と能す立山のハくとひと通ゆる
てもねのうめもれ感ひせきより人君ハ津洋の山と宿
よ此彼の事も此津洋の山と山角はハえ東白山の
徳明あるも一一向道にいくくね紙とやさりん人
ハは方ともくらむれを自心うち是耶山のかくわす
えとす町ハトもよのは山とかくわと通りうそそ
のさう門よはくはまやゆの下まで供くわ窟ひどりか
ハさくまもす角をくわりなればみきもくは様もと
所ハうちだのうる事かと勤めやと唐草

従後言の無風に事よりもし難うて、考へきあくの聲
情とゆ合ひぬうえ向ふハおまへ内ゆふハうそ多ひ
接あす事とリおいて、済るハ君の侍政事とせんろ事
よ段しあり。接ふと云ふ事、ゆゑにこの様軍の所とゆ
ふとはつみへハ即ち中ほり極ままで君とほどの中
よりて中らふと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
を過むと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
也。棟梁の所ハ紀形内と云ふ事と云ふ事と云ふ事
の時あるく所ひしふとも何り陳蕃々上疏ふ宋女數千
食肉、衣綵、人をの軽體と云ば、衣綵脂油粉黛不可賞計謠言
盜不過五女門スナ、女貧家アキ、女貧家アキ、女の衣、妝物飾の費
人の多く温かしくのみせと。今後宮之女豈不貧國乎との
付て寿とと貧とあり。夫寢奴貴妃ハ始く置く辛清感おのと塊脳と遙よ
着のくみて壇より威福と見て王道の凌夷と被せハ

始帝達腹の禍と忠誠と嫁一もよ胎萌やり漁食霸
湖の指武臣のゆへ移アハ義經平后ヒヨウと云ふと諧て
強て逐竄アツシヤツされ追討の論言タクイよ翻トシ了ニ僥倖カモガタや
されハ是よりあつゝ信頼アマラとを便佞アマラの尼竄アツシヤツよ
こゝで保元の践アマラし又君と云ふと云づくはづく
あす時アマラハもぬと筆吏ヒヨウシ倅サシよ出で跡アマラのとあると
きの義時アマラとき奸黠アマラあり向抱子アマラ萬菊アマラ然訴アマラ
渠アマラは殺アマラ湯アマラと仰り立ち伊勢伊勢アマラ親アマラの新婦アマラよ
無にハ大乳アマラハ湯觸アマラしけアマラ凡ハ上の仰アマラ仰アマラの
丈アマラ巧言令色の宦官アマラ官妻アマラあらハいりしりの上の

やろとばかりよく定へたりとの如故ノミナシハ能ひよぢ
上ざれハ上あすハおのまほうとのとおゆりよまく
なりあは○或人の手帖ノシタシといふもいはれのせきと何
るかのハ巧官ノシタシとも云ふよ上みあらうものうノシタシああやと
れらの人ハ大切の主人ノシタシをさう欲くノシタシふよへ一ハノシタシ
て縁ノシタシあらのあはいうやうありゆくと申く様ノシタシあ
事ふくい一ハノシタシ書ふノシタシ芳ノシタシりうすと思ノシタシまなノシタシしほら
の人ハいきとく士君子比齒牙に掛るよ及ぬ事ノシタシよ
きせきノシタシハ身により人よしと用利ノシタシとちうおとあらがそ
れぞり一脣ノシタシと達出ノシタシしてノシタシだけとのは見接ノシタシしめす事ノシタシ

ものむを周ノシタシより以前のすハすてに三代の事ノシタシ又秦
の世ハ論ノシタシも及び後世の諱ノシタシと浮世ノシタシのすよひと
の諱ノシタシ通ノシタシとまつて人儒ノシタシと漢一代の禮ノシタシと
たてまつて當時ノシタシの儒ノシタシと漢一代の禮ノシタシと
し公孫弘老年まで其材の学ノシタシとて身と並相ノシタシよまで彼
一平津侯ノシタシ封ノシタシられりその時ノシタシ董仲舒ノシタシがノシタシ大儒ノシタシ
下位ノシタシ埋没ノシタシしてありとれりとよしきハ王安石六經
乃新注ノシタシとて天下ノシタシよ仰ノシタシて時ノシタシ司馬公蘇氏兄弟程氏
兄弟ノシタシと始め古今の希ノシタシ君子長者ノシタシと下僚ノシタシ沈居
きのうのすよを奸人碑黨ノシタシ碑ノシタシふとよふとありて當

時ハ狗猫と食ふるやうのありきはより古き事より
と前より三代の時す周公がて東山より三年引ひ
れ孔子七十二子極こゝで東西南北の人までつひ
老犯やくあれりとされハ時より用ひられはもあんじ
いはあんじ是必に曲学阿世ろ人もよしきされハ上を
うん人の用ひもん官ツガいとあらハ側者の權ツカもくあり
てほんた以下シモトと云ふ換シカシひて送さうりりもと
にか換シカシひとうとくとく含むあらわせて金カネくまよあら
けあらきど家カミの子老シロはありて後者婦人の匂ミあ
はやうにお換シカシと離ハタハタよあらざるやうに上アマ下シモとくら

もちふくて私ワタシあらまよあやうに擬シカシと定じゆきあら
んかし度えよりもよろ居リとも力カと合てあふと保
ち守リと省シメんこどもと莫くて政すよもへくら人のふ
し事シカシ一過ハタハタむりの政シカシよあらがもがふこそシカシみ
しれ大むシカシり一比政シカシハおのびりく人情ヒジよかよシカシぶあ
もはを政シカシと考シカシもあらざんハ而シテのほといつとも舞
あまくすきめしもあらざるを

成形圖說卷之十一終

